

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和3年度第1回武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和3年11月8日(月) 午後2時から
開 催 場 所	市民会館(さくらホール) 展示室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々会長、荒井副会長、若山委員、高山委員、 押本委員、本田委員、渡邊委員、藤田委員 欠席者：大友委員、平見委員、比留間委員、飯田委員 事務局：子ども家庭部長、子ども青少年課長、子ども青少年課児童担当課長、子ども青少年課保育・幼稚園係主事
議 題	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て会議の公開に関する運営要領について (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定について (4) 令和2年度末における施策の進捗状況の点検・評価について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について 会長に佐々委員、副会長に荒井委員が選出された。 議題2について 原案のとおり承認 議題3について 原案のとおり承認 議題4について 指摘箇所を修正することとして承認
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	1 開会 2 委嘱書の交付 3 委員の紹介 — 会議進行の関係から、報告事項の前に議題1及び議題2について審議を行った。 — 5 議題 (1) 会長及び副会長の選出について ○ 事務局より、会長及び副会長は武蔵村山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により委員の互選により選任することを説明。 ○ 会長に佐々委員、副会長に荒井委員が選出された。 —質疑応答— なし (2) 子ども・子育て会議の公開に関する運営要領について ○ 事務局より、武蔵村山市子ども・子育て会議の公開に関する運営要領は、会議の公開に関して、非公開情報の承認方法、傍聴の許可の手続きについて定めていることを説明。 —質疑応答— なし 【結 論】 原案のとおり承認。

4 報告事項

(1) つみき保育園の民設民営方式への移行について

つみき保育園について、市町村及び設置主体（法人）の双方にメリットがあることから、指定管理期間の満了後となる令和4年4月1日から公私連携型保育所制度を前提とし、現在の運営法人である社会福祉法人やまぶき会が設置を行う、民設民営方式へ移行する予定である。

公私連携型保育所とは、民設民営の保育所でありながら、協定を締結することで、市町村の関与を明確にし、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態である。

—質疑・応答—

なし

(2) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

市内認可保育所2園の利用定員の減少及び市内認可保育所1園の利用定員の増加について報告。

利用定員の減少について、令和3年7月1日に市内認可保育所2園で、利用児童数の実績を踏まえ、2園の合計で利用定員を2歳児クラスで3名、3歳児クラスで20名、4・5歳児クラスで37名減少させた。利用定員を減少させたクラス年齢が、待機児童の少ない3歳児クラス以上であること、また、2歳児クラスを減少させた保育所は、0～2歳児クラスの待機児童が比較的少ない市の西側に位置することから、待機児童数への影響はないと見込んでいる。

施設整備に伴う利用定員の増加について、利用定員は4名増加となる。特に、低年齢児の待機児童数の解消を図るため、3歳児クラスを1名減少させた上で、1歳児クラスで4名、2歳児クラスで1名増加する。

現園舎は昭和48年に開設し、建築後48年が経過している。新園舎は令和4年1月に開所の予定となっている。

なお、第二期子ども・子育て支援事業計画への影響については資料7を御参照いただきたい。

—質疑・応答—

なし

5 議題

(3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定について

市内認可保育所1園の移転に伴い、旧園舎を活用し特定地域型保育事業（小規模保育事業A型）を令和4年4月1日から開始予定である。利用定員は、0～2歳児クラス各6名の計18名である。

なお、第二期子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育の量の見込みと確保の内容」への影響については、地域型保育事業が18名増加することにより、確保の内容が量の見込みを37名上回る予定である。

—質疑・応答—

(副会長) 旧園舎を活用するということが、耐震基準は満たしているのか。

(事務局) 耐震基準を満たす建物であるが、保育所から小規模保育施設へ施設を変更することに伴い、看板や内装を改修する予定である。

(会長) 改修は開設までに間に合うのか。

(事務局) 間に合う予定である。

【結 論】

原案のとおり承認。

(4) 令和2年度末における施策の進捗状況の点検・評価について

「令和2年度武蔵村山市子ども子育て支援事業計画 施策進捗状況一覧」は、第二期子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業について、その進捗状況を記載したものである。

重点的な取組の30事業について、目標達成の度合いを4段階で表しており、「A」が目標以上に達成できたもの、「B」が目標どおりに事業を実施できたもの、「C」が目標よりやや下回ったもの、「D」が目標より大幅に下回ったものである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により評価が困難な事業については「―」と表記している。重点的な取組は全部で30事業あり、「A」が1事業、「B」が16事業、「C」が11事業、「―」が2事業となった。このうち、「A」、「C」、「D」、「―」の事業及び令和2年度をもって終了する事業並びに第二期子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項に関する事業における「①量の見込み」及び「②確保の内容」の令和2年度の実績について説明させていただく。

全事業の評価については、追加資料を御参照いただきたい。

—質疑・応答—

(委員) 追加資料は、資料9の差し替えとしてよろしいか。

(事務局) 資料9は重点的な事業のみ評価しているが、追加資料は全事業を評価しているため別の資料と考えているが、資料9の内容は追加資料にすべて含まれるため、希望に応じて資料9を回収する。

(会長) 項目番号124「スクールガード・リーダーの設置」について、2名の設置をすることとしているが、もう1名の確保は可能なのか。

(事務局) 所管課において、2名の設置を目標としているため、人材を探している段階である。

(会長) 各事業について新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると思うが、今後、第二期事業計画に沿って事業を進めていくにあたって行政はどのように考えているか。

(事務局) 計画策定時は、新型コロナウイルス感染症の流行前であったことから、目標値に新型コロナウイルス感染症の影響を加味することはできていないが、すべての事業について計画どおり実施していきたいと考えている。今後の感染状況を注視しつつ事業を実施していく。

(副会長) 長期総合計画との整合性はとれているのか。

(事務局) 整合性を図ったうえで第二期計画を策定している。

(副会長) 項目番号133「放課後子供教室の充実」について、空き教室の関係で目標値未達成と説明があったが、目標の9か所というのは、市内小学校全校での実施を目標としているということか。

(事務局) 市内小学校全校ということで9か所を目標としている。未実施の小学校2校を含め、令和4年度に市内全校で実施予定である。

(副会長) 項目番号162「児童発達支援事業所の確保」について、目標値に到達するため、想定する2か所の事業所はあるのか。

(事務局) 人材確保が困難なことから、現時点では、候補となる

医療機関等はない。

(副会長) 現時点での状況は理解できたため、目標達成のために取り組んでいただきたい。

(事務局) ここで出た意見については、所管課と共有し、新たな事業所の確保のため、取り組むよう伝える。

(会長) 項目番号84「武蔵村山市教育のつどい」について、当初の目的を達成したため事業終了としているが、今後新たに入学する児童や赴任する教職員がいる中で、目的を達成したため事業終了とすることとして問題ないのか。

(事務局) 令和2年度の事業は中止となったが、所管課において当初の目的を達成したと判断し、令和2年度をもって事業を終了する予定が以前よりあったことから、令和3年度以降は予定どおり事業終了としている。

(委員) 同じく項目番号84「武蔵村山市教育のつどい」について、令和2年度をもって事業中止とあるが各校での表彰も中止とするのか。

(事務局) 各校での表彰は継続する。

(会長) 各校で実施しているのであれば、事業は継続しているのではないのか。

(事務局) 第二期計画に掲載している事業の「武蔵村山市教育のつどい」としては終了しているため、令和3年度の事業内容部分に各校での表彰は継続する旨を括弧書きで補足するよう修正させていただく。

(会長) 計画の事業数は変更となるのか。

(事務局) 事業数について変更予定はない。

(委員) 事業として終了としているが、事業の主旨は各校で継続していることから、事業継続と言えるのではないのか。

(事務局) あくまで計画に掲載されている事業としては終了になるものと認識しているが、同様の主旨で形を変えて実施することになるため、教育委員会と調整し、文言等について修正させていただく。

(会長) 今後は、計画の目標値を達成するため、どのような取組を行っているのかを具体的に示していただきたい。また、施策進捗状況について、全事業の評価をしていただけると、資料を見た人がそれぞれの事業の進捗状況を的確に把握することができることから、資料作成時に考慮していただきたい。

(事務局) 次回以降考慮させていただく。

【結論】

指摘箇所を修正することとして承認。

6 その他

—質疑・応答—

(会長) 欠席者への資料配布はどのように行うのか。

(事務局) 会議資料は事前に送付しており、後日、会議録を送付する予定である。

(会長) 追加資料についても送付するのか。

(事務局) 会議録と同時に送付予定である。

(委員) 会議録は、欠席者のみに送付されるのか。

(事務局) 会議録の案文を全委員に送付し、内容を確認していただいたうえで、修正したものを公開することとなる。

(会長) 完成した会議録は次回の会議で配布されるのか。

	<p>(事務局) 年に1回の会議であることから郵送する予定である。</p> <p>(会長) 手元に会議録が届いたら完成版と捉えてよいのか。</p> <p>(事務局) 案文の段階で一度郵送し、内容に修正等が必要な場合は、期限までに事務局まで連絡をいただき、修正を反映したものを、改めて完成した会議録として送付させていただく予定である。なお、会議録についてはホームページ等で公表させていただく。</p>
	7 閉会

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	傍聴者： 0 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	子ども家庭部 子ども青少年課 (内線：184)
-------	--------------------------

(日本産業規格A列4番)